

建 設 水 道 委 員 会 報 告

建設水道委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第91条の規定により報告します

第 110号議案	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
----------	--------------------	------

第 110 号議案「長崎市手数料条例の一部を改正する条例」については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等の手数料の額を定めるものです。

委員会では、「今後、認定申請が想定される計画の有無」についてなど内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第 119号議案	長崎市駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決
----------	--------------------	------

第 119 号議案「長崎市駐車場条例の一部を改正する条例」については、長崎市茂里町地下駐車場の再整備期間中の駐車機能を確保するため、旧クリーンセンター多目的広場を仮設駐車場として供用することに伴い、その名称、位置、管理の方法、使用料の額等を変更しようとするものです。

委員会では、「再整備する駐車場及び仮設駐車場の整備計画の妥当性」、「仮設駐車場を整備することについての関係者との調整状況」についてなど内容検討の結果、「指定管理者が市営駐車場を運営することには反対の立場であるが、仮設駐車場については直営で運営すること、夜間の時間駐車が可能となり駐車料金が現行より下がること、様々な関係団体との協議を経ていることから、本議案に賛

同したい」との賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

第125号議案	工事の請負契約の一部変更について (市道江平浜平線トンネル新設工事)	原案可決
---------	---------------------------------------	------

第125号議案「工事の請負契約の一部変更について」は、市道江平浜平線トンネル新設工事の請負契約について、トンネル掘削に係る作業ヤードを確保できなかったこと等に伴い、工期を変更するものです。

委員会では、「今後、市が予定している設計変更により、当初予定していたトンネル工事の一部が完了しないこととなった場合の受注業者への影響及び設計変更に対する受注業者からの意見等の状況」についてなど内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第126号議案	工事の請負契約の一部変更について ((仮称) 稲佐山公園斜面輸送施設稲佐岳駅舎新築主体工事)	原案可決
---------	---	------

第126号議案「工事の請負契約の一部変更について」は、(仮称) 稲佐山公園斜面輸送施設稲佐岳駅舎新築主体工事の請負契約について、公園利用者の安全性を確保するため、作業工程の変更を行う必要が生じたことにより工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更するものです。

委員会では、「設計を外部委託しているにもかかわらず、度重なる設計変更で、当初契約額から多額の増額変更が生じていることについての市の見解」、「観光客が利用する通路から資材搬入を行うこととした当初設計の妥当性」、「変更契約額の算出方法の妥当性」、「長崎ロープウェイの稲佐岳駅舎建設時に市が把握している地盤の状況等を踏まえた業者設計の検証の実施の有無」についてなど内容検討の結果、「工事の設計の段階から、内容を十分に検討してほしい」との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

第120号議案	長崎市水道事業給水条例の一部を改正する 条例	原案可決
第123号議案	市道路線の認定について（認定1件）	原案可決

第120号議案「長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、第123号議案「市道路線の認定について」の以上2件については、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました